

認知症が気になりはじめたら！

「認知症は治らない病気だから医療機関に行っても仕方ない」と思わないでください！ 早期発見、早期治療が重要です。

認知症によって生じる症状

- ✓ 記憶障がい：夕食を食べたことを忘れる
- ✓ 失語：言葉が出てこない、言葉の意味を理解できない
- ✓ 失行：道具の使い方がわからない
- ✓ 失認：目の前にある物が何かわからない、文字盤の時計が読めない
- ✓ 見当識障がい：季節感のない服を着る、友人や家族の顔が認識できない
- ✓ 実行機能障がい：段取りがたてられない など

二次的に生じる「認知症の行動・心理状態」

- ◆ 行動障がい
徘徊、暴力、異食、昼夜逆転 など
- ◆ 心理症状
うつ状態、意欲の低下、妄想、焦燥感 など

早期受診のメリット

- 治る病気を見逃さない。
- アルツハイマー型認知症・レビー小体型認知症の場合は、薬で進行を遅らせることができ、早く使い始めると健康な時間を長くすることができます。
- 血管性認知症の場合は、高血圧のコントロールなど他の病気治療を行うことによって進行を防ぐことができます。
- 病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば、生活上の障がいを軽減する工夫を自分自身ですることができます。
 - ・出かけるときに持っていくものは、いつも同じ鞆に入れておく。 ・同時に二つ以上のことをせず、ひとつのことだけする。
 - ・薬は医師と相談して一包化するなどで、飲み忘れを防ぐ。
- 症状の軽いうちに症状が重くなった時の後見人などを自分で決めておく(任意後見制度)等の準備や手配をしておけば、認知症になっても自分らしい生き方を全うすることができます。

相談窓口

担当エリア	窓口	電話番号
茨田南、茨田、茨田東、茨田北、焼野	鶴見区地域包括支援センター	6913-7512
茨田南、茨田	茨田総合相談窓口(ファミリー)	6915-1717
茨田東	茨田大宮総合相談窓口(ちどり)	6914-7711
緑、鶴見北、鶴見、茨田西、横堤	鶴見区西部地域包括支援センター	6913-7878
榎本、今津	鶴見区南部地域包括支援センター	6969-3030



認知症初期集中支援チーム
(認知症の専門チームです)

問合 つるりっぷ
オレンジチーム
☎6913-9595
(鶴見区社会福祉協議会 鶴見区
地域包括支援センター内)

認知症アプリをリリースしました

スマートフォンなどで利用できる「認知症アプリ」をリリースしました。認知症の方ご自身だけでなく、家族、支援者にとっても活用しやすいものです。
ぜひ、ダウンロードしてご使用ください。



問合 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番 ☎6915-9859

悪質な住宅改修業者にご注意ください！

「大阪市の委託を受けている」などと偽り突然訪問し「無料で住宅改修ができる」といって認定申請を勧めたり、介護保険の認定の有無や受診している医療機関等を聞き出し、知らないうちに無断で認定申請を行ない、その後、住宅改修工事を強要する事案が発生しています。

介護保険の住宅改修の利用限度額は原則20万円です。

不要な改修工事をしてしまうと、将来、本当に必要になったときに工事ができなくなります。

このような業者等の訪問や電話があった場合は…

要介護認定申請をする意思がないときはハッキリと断りましょう。
安易に介護保険被保険者証を見せる(渡す)など、個人情報や伝えないようにしましょう。

認定申請をした心当たりがないのに「介護保険資格者証」が送付されたり、認定訪問調査の日程調整の連絡があった場合は、大阪市認定事務センター(☎4392-1700)または下記問合せまでご相談ください。

問合 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番 ☎6915-9859



各種無料相談日 5月

	相談名	日時	申込方法	場所
①	弁護士による 法律相談	5月22日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日) ※5月8日(金)はお休みです	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階相談室 「緊急事態宣言」の期間が延長となった場合は中止となる可能性があります。
②	宅地建物取引士による 不動産相談	5月12日(火) 13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など)	5月20日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	行政書士相談 (相続・遺言、帰化申請、建設業・民泊等各種営業許可など)	5月13日(水) 13時～16時 (奇数月第2水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人40分以内)	
⑤	鶴見緑地公園事務所による 花と緑の相談	中止	次回は6月10日(水) 予定(毎月第2水曜日)	鶴見区役所 1階ロビー
⑥	城北環境事業センターによる ごみの出し方・リサイクル相談	5月19日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付。	
⑦	専門相談員による人権相談 (いじめ、差別、虐待、セクハラ、DVなど)	【平日】 9時～21時 【日・祝】 9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください(☎6532-7830) ※通話料は自己負担 ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	鶴見区役所 1階 ⑪番窓口
⑧	精神科医によるこころの相談	中止	次回は6月12日(金) 14時～15時30分、 6月16日(火) 10時～12時	
⑨	日曜法律相談 ナイター法律相談	日曜法律相談は5月24日(日)大正区役所で実施。ナイター法律相談は5月28日(木)北区民センターで実施。 詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)までお問い合わせください。		

問合 ①②③④総務課(政策推進) ☎6915-9683 ⑤鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804
⑥城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674 ⑦総務課(教育) ☎6915-9734 ⑧保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968